

平成 27 年 3 月 第 10 回定例会代表者質疑

平成 27 年 3 月 5 日 (木)

1. 市長の政治姿勢について
2. 行財政運営について
3. 市民マナー条例について
4. 産業施策及び雇用対策について
5. 人口政策について
6. 自治基本条例について
7. 老人医療費助成制度の所得制限基準の誤りについて
8. 公務員評価制度について
9. 教育問題について
 - (1) ICT の活用について
 - (2) 学力向上クリエイト事業について
 - (3) 全国学力・学習状況調査の公表について
 - (4) 教育にかける政策経費について
10. 公共施設の整備について
11. 電子自治体について

質問書

維新の会の久保高章でございます。平成 27 年度当初予算及び関連諸議案並びに平成 27 年度施政方針について維新の会を代表いたしまして質疑をさせていただきます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、重複した質問もございますが、会派としての思いでありますのでご理解賜りますよう宜しくお願いいたします。

国においては安倍ノミクスと呼ばれる日銀による追加・異次元緩和での金融政策、経済対策の為に補正予算等での財政政策が行われ株価は上昇し円安も進んできました。しかし、ここの所内外政治経済情勢の先行き不透明感の強まりで景気失速懸念も台頭する中、デフレ脱却を確実に果たすため総選挙をへて発足した新内閣にとって 3 本目の矢と言われる成長戦略がどのように打ち出されるかで今後の経済の行方を左右する正念場となっております。いずれに致しましてもリーダーの政策力、決断力、実行力が問われる我が国の将来において非常に重要な時期であることに間違いは無いと考えます。

一方、本市においても同様ではないでしょうか。ここ数年の政策力、決断力、実行力によって本市の将来において非常に重要な時期であるという事はここにおられる皆様のコンセンサスであると認識しております。今回の平成 27 年度予算は、昨年 11 月の市長選挙で尼崎市民より期待を受け当選された 2 期目最初の予算であり 1 期目からの更なる飛躍となるかの大変重要なものでございます。

(1) 市長は就任以来、成熟社会にふさわしいまちづくりを目指し、まちの課題解決と活性化に向け取り組みを行われています。平成 25 年度からは、総合計画と行財政改革計画をスタートさせ、4 つのありたいまちの実現と都市の体質転換をキャッチフレーズにされてきました。又、公開事業たな卸しの実施やパブリックコメントの見直し等を行われ環境モデル都市の取り組みのように、行政だけでなく官民一体となった取り組みや本市のさまざまな良さをアピールしてイメージの向上につなげるシティプロモーションにも力を入れておられますが、これらの施策の効果はどこに表れているのでしょうか。具体的な数値的根拠もお願いいたします。又、過去の尼崎市政のどの様な負の部分からの決別がなされ、稲村市長ならではの斬新な政策とは何か 1 丁目 1 番地も合わせてお答えください。

私には、この 4 年間で振り返り人口減少にも歯止めがかからず、学力向上も伸び悩み、借金体質は改善されず、税収は減少し、扶助費は増加の一途です。課題解決やイメージチェンジが少しずつでも改善されているとは言い難いと思われます。今述べた現状も踏まえお答えください。

先日の平成 27 年度施政方針において特に力を入れて取り組まれる主な新規・拡充事業として、現役世代への重点的な投資という観点から、子育てへの支援、教育環境の充実、

雇用の創設等をあげられています。例えば、情報提供をより総合的に進めるために子育て支援センター機能の充実や新県立病院と連携し市内3ヶ所目となる病児保育サービスの実現、全ての小中学校にエアコンの整備、労働条件の切り下げを防ぐ公契約のあり方の検討、地域内経済循環の促進の取組、産業振興基本条例に基づいて既存の産業施策の再構築、起業支援やモノづくりの高付加価値化や商業支援に取り組むとあります。しかし、今後の収支見通し及び将来負担見通しにおいて、ここ10年間は毎年40億から50億円の収支不足が見込まれるとされています。非常に厳しい状況下にある事は明らかです。今後、収支不足の解消を図っていく中で市民生活の低下を来さず、満足度の高いサービスの提供を行っていく為の工夫や知恵が重要であると考えますが、市長のご見解をお聞かせください。

次に稲村市長の退職金についてお伺いします。

稲村市長は平成22年の尼崎市長選挙に立候補され、白井市長の政策を継承するとし当選されています。白井市長は平成14年の初当選時に尼崎市長の退職金を恒久的に500万円にすると公約され当選されました。

しかし、その後、議会で白井市長の恒久的に退職金を500万円にする条例案は否決され、そして、逆に議員提案により白井市長限定の退職金500万円の条例案が可決されました。

稲村市長一期目は白井市長の退職金を継承し、市長の退職金を約500万円にすると公約し当選されています。これは、尼崎の財政状況を理由に決断されたのではないのでしょうか。お聞かせ下さい。しかし、2期目である昨年の市長選挙の公約では、この退職金について触れられておらず、現在、稲村市長の退職金は全くカットされず、約2250万円になっています。稲村市長は、白井市長の後継者としての立場であるならば当然、在任中は恒久的に退職金を減額すべきと考えますが如何でしょうか。又、白井市長との退職金についての考え方に違いがあるのでしょうか。あわせてお聞かせください。

(3) 次に「市民マナー条例」についてお伺いします。

「市民マナー条例」はご承知のとおり、マナーに反する迷惑行為によって他人に不快感を与えたり、身体もしくは財産に危害を及ぼしたり、快適な生活環境を阻害する事柄をなくし、安全、安心で快適な生活環境を守るための条例です。

本市でも「タバコのポイ捨て」「犬のフンの放置」「夜間の爆竹花火やロケット花火」など快適な市民生活を脅かすものが多くあり、行政として本腰をいれて取り組む必要があります。本市周辺自治体では西宮市、芦屋市、宝塚市などが市民マナー条例を制定しています。

大阪府大東市では快適で健やかな生活環境を確保するため、平成23年3月に議員提案で大東市マナー条例が可決され、10月から施行されています。提案前には罰則規定についても議論がなされた経緯がありますが、まずは、マナーに関するルールを作ろうという思いから議員提案され可決されました。今では市長からマナー推進員が委嘱され、駅周辺での定期

的な啓発活動や「だいとうクリーンウォーク&環境フェア」などイベントでうちわを配布し、啓発活動を行っています。

本市は子育てファミリー世帯の転入、定住を重要施策に掲げていますが、本市のイメージは「美しくない街」「街頭犯罪の多い街」「マナーの良くない街」など負のイメージを持っておられる方がおり、このイメージを変えなければ、住みたい街にはなりません。本市に於きましてもマナーに関するアンケートや市長の車座集会のテーマで議論され、マナー向上は関心の高いものだと思います。平成 27 年度施政方針で稲村市長は「市政 100 周年に向けて」で、ゴミや騒音、医療や介護、マナーなど、その対処を税だけに頼れば市民の皆様の負担は増える一方です。一人ひとりが課題の本質を学び、少し意識を高めて暮らしを変える、ルールを守ることが重要との発言をされました。そのルールを作ることが、まず必要ではないでしょうか。

来年、本市は市政 100 周年を迎えます。この機会に本市も市民マナー条例を制定し、市民マナー条例制定都市としてアピールを行い、イメージ転換を図られては如何でしょうか。我が会派の議員からも過去 4 度にわたり質問してまいりました。答弁で条例化も検討していかれるとの事でしたが、検討した結果、どのような検討結果が得られましたか。そして、条例化に向けどの様にすすめて行かれるのか具体的にお聞かせください。

(4) 次に、中小企業対策を含めた産業施策及び雇用対策についてお伺いいたします。

中小企業は、尼崎の経済の基盤として市民の雇用や生活を支える重要な存在であり、その活性化なくして尼崎の発展はありえません。しかしながら、人口減少による国内市場の縮小、急激な円安による原材料の高騰など中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、先行きに大きな不安を抱えております。市内製造業の生産額は平成 2 年の 2 兆 1,077 億円をピークに現在では平成 23 年度 1 兆 4,103 億円と減少傾向で推移しております。又、本市全産業の開・廃業率を見ると平成 18 年から平成 21 年の尼崎市の平均開業率は 3.6%、平成 24 年度は 3.0%で西宮市の 3.3%に比べ 10%少ない現状です。本市の開業率は、減少傾向に歯止めがかかっていない状況です。一方、本市の廃業率は平成 18 年から 21 年で平均 6.7%、平成 24 年度は 7.0%で西宮市の 6.4%に比べ廃業率も 10%多くなっており年々増加傾向にあります。以上の現状から勘案して尼崎市の経済の活力は間違いなく低下傾向にあることを顕著に表している数字ではないでしょうか。今、申し上げた現状の数字をどのように捉え今後どのように対応していかれるのか、また、製造品出荷額をいくらで死守し、開・廃業率も何%をお考えでしょうか。いずれも具体的な目標数字でお答えください。

本市では、昨年度制定された産業振興基本条例のもと産業の振興に向けて従来から持つ強みだけでなく、他の産業との連関や新たな分野においても事業者が持つ力を十分に発揮できるよう努力されています。また、地域経済の新陳代謝を促し、イノベーションの源となるマイクロビジネスへの取組や第二創業といった新分野・事業に進んでチャレンジする精神の発揮と、それらによる雇用就労の維持と創出も、地域経済の活性化や市民生活の経

済的な基盤の確保につながるとされていますが、**具体的にどのような施策を行い理念だけに止まらず実効性を持たせるのかお答えください。**

この産業基本条例において昨年 11 月の読売新聞に市の担当者は中小企業へのこ入れ策を進める理由を、「法人税の柱である中小企業をこれ以上失うことは、市にとって大きな痛手になる」まさしくその通りと考えます。市の具体的なメニューは、①中小企業の技術を事業化する費用の一部助成②新技術や新製品を創出する時に経費の一部を最大 200 万円補助などを行っています。ところが①は昨年度の新規利用がゼロで、②も 6 件にとどまっています。この結果について市は「制度を知らない企業が多い」としていますが、市内のある企業は「我々のニーズと合わず、使いづらい」と明かしています。市は、このような声を受け、尼崎商工会議所と連携し情報収集に力を入れ始めました。と掲載されました。以上の様な活動を行われる中で、現状の本市中小企業の抱える最大の課題はどこにあると分析されましたでしょうか。また、それに対する解決策、施策をどのように考え本市中小企業の再興をお考えでしょうかお聞かせください。

2003 年の調査では従業員 4 人以上の製造事業所数は 1091 ヶ所ありましたが、2012 年は 836 ヶ所と減少の一途となっております。**今後この事業所数をどのように想定されているのかお聞かせください。**私は、街の活性化とは地域の地場産業、商業が発展する事により、安定した雇用と収入が最大の街の活性化策と考えます。**本市においてはこの中小企業の再興が本市の命運を担っているといっても過言ではないと考えますので将来に向けてのこの分野への投資も合わせてお聞かせください。**

(5) 次に、人口施策についてお伺い致します。

2014 年 5 月、日本創成会議によると全国の約 1700 の地方自治体のうち約半数にあたる 896 の市町村が消滅する可能性があると言及しています。

日本全体をみれば高度経済成長を経て一貫して人口は増えてきましたが、地域的に人口が増加したのは 3 大都市圏や県庁所在地のある一部の都市のみであり、地方の過疎問題と大都市の人口過密問題は 1970 年頃から顕著化してきました。今後、人口減少に反比例して人口に占める高齢者の割合は増加し本格的に少子高齢化社会をむかえます。**本市の将来像について、市民生活、市内産業、行政にあたる影響をどのようにお考えかそれぞれお答えください。**

2013 年の人口動態統計によると、尼崎市は 964 人の転出超過ですが、西宮市は 282 人転入超過であり注目すべきは 15 歳以下の子供がいる家庭の転出入です。2012 年、尼崎市に 1085 世帯が転入した一方、約 1.5 倍の 1618 世帯が他市へ転出しています。西宮市からは 79 世帯が引っ越してきましたが、194 世帯が同市へ転出しました。本市の人口は、昭和 46 年 5 月の約 55 万 4,000 人をピークに、ここ数年は毎年 1,000 人～2,000 人減り 99 年に姫路市に、2005 年には西宮市に逆転されています。平成 26 年度において、直近の人口動態の分析やアンケート調査を実施され転入転出それぞれの要因を把握し、そうした調査結果を踏

まえよりよい政策形成を検討していくと昨年ご答弁頂いておりますが、調査結果を受けて本市の人口問題をどの様に分析されたのか、また結果を踏まえ、今後の政策をどの様に、展開されるのか合わせてお聞かせください。

隣の西宮市では平成7年の震災以来毎年数千人ずつ人口が増加しています。地の利的にはさほど大差のない本市となぜこの様な逆転現象が見られるのか市長のご見解をお聞かせください。また、日本全体では人口減少に向かっていますが本市も同様に減少する必要はないと考えます。国立社会保障・人口問題研究所の平成22年の国勢調査に基づく人口予測によると、減少傾向はさらに進み、平成22年を基点とした30年後の平成52年には本市の人口は、34.1万人にまで減少することが予測されています。

構成別に見ると、老年人口（65歳以上）は、平成27年に12万人を超え、それ以降は、12万人前後で推移する一方で、平成22年から平成52年の30年間に、年少人口（0～14歳）は、5.4万人から3万人と約2万人減少、生産年齢人口（15～64歳）は、29.2万人から18.7万人と約10.5万人減少するとされています。構成比で見ると、同期間に、老年人口割合は、23.6%から36.2%まで増加していく一方、年少人口割合は、11.9%から8.9%に、生産年齢人口割合は、64.4%から54.9%にまで減少するとされています。ただし、老年人口は平成27年以降ほとんど変化が見られないため、老年人口割合の増加は生産年齢人口および年少人口の大幅な減少によるものであり、少子高齢化が進展していくことが予測されています。

人口減少と少子高齢化は我が国全体の問題であり、人口増加に向けた各種施策を講じたとしても、自然減少が上回ることを避けられない状況にあります。と言われておりますが、これはあくまでも国の試算であり、隣の西宮市においては現在も人口増と成っております。又、本市の現在の施策自体現役世代の増加をうたっておられます。政策と予測が矛盾していると思いますが、本市の目指す理想的な人口数と年齢構成比、例えば、年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合を考えておられるのか。そして、その構成比をどの様に持続させようとお考えでしょうかお答え下さい。

(6) 次に市民参加と市役所改革の推進についてお伺い致します。市民参画や協働、地域活動・市民活動を活性化させる基盤づくりを推進するため、自治基本条例を制定しようとしています。これは、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例です。多くの自治体では、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めるものです。1997年に大阪府箕面市

「まちづくり理念条例」が最初に施行され昨年の4月1日現在308市町村で制定されています。しかし、この条例制定にはいくつかの問題点が存在すると思われまます。今回、昨年の市長公約にて掲げられていますが、なぜ、「自治基本条例」が必要なのでしょう。 「地域の自治憲章」ではいけないのでしょうか。お聞かせください。

他の自治体で制定された自治基本条例を見ると、「複数信託論」や「補完性の原理」という特定のイデオロギイに基づいて条文が規定されているものがあります。これは、地方自治が住民の信託によって成り立つ、地方ができないことを国がやる、国ができないことを国際機関がやるという考え方で、**地方自治が法律の範囲内で行われるという憲法の趣旨を大きく逸脱すると思いますがご見解をお聞かせください。また、憲法に定める我が国の統治原理についてのお考えもお聞かせください。**

現在、市民の声を聞く、パブリックコメントや市民が主役という耳ざわりのよい言葉のもとに、この特定のイデオロギイに基づいた自治基本条例は、自治基本条例を最高規範としている例があります。地方分権を推進する上で、この条例が策定されること自体に問題があるわけではありませんが、特定の団体、住民にとらわれることなく、**市民全体のことを考え策定するためにはどのような進め方をされるのでしょうか。お聞かせください。**

以上で、一問目の質問を終了致します。

●それでは、2問目の質問に入ってまいります。

(7) 老人医療費助成制度の所得制限基準の誤りについてお伺いします。

老人医療費助成事業について、兵庫県から提示された所得制限の解釈を誤ったため、平成24年7月1日以降、本来老人医療費助成の対象となるべき市民が対象外となり、医療機関等の窓口負担が本来2割でよいものが3割を支払っていた問題です。平成21年6月までは世帯全員が市民税非課税なら資格認定されていましたが、兵庫県が平成21年7月に老人医療費助成の所得制限を見直し、世帯全員が市民税非課税から世帯全員が市民税非課税かつ、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下と改めました。しかし、本市は県よりも厳しい制限である世帯全員が市民税非課税かつ、世帯全員それぞれの年金収入を加えた所得が80万円以下と誤った解釈で規定しました。しかし、平成23年6月までの2年間は兵庫県が経過措置をしており、その後平成24年6月までの1年間は本市単独で所得制限を見直し前と同水準で設定していたため、3年間は問題が表面化されなかった経緯があります。その後、平成24年7月から平成27年2月までの2年8か月で本来認定される方で不認定などになった方が2731名、その方々の医療費助成影響額が約2億円にも上ります。

ここでお伺いします。まず、市長はこの問題についてどのような見解をお持ちでしょうか。そして、本来であればこの事業は県から二分の一の補助金が出る事業であります。現在、県と協議中であり、補助金が出るかわからない段階ですが、平成27年度予算に計上されています。この補助金が出ない場合、本市はどのように対応されるのでしょうか。また今回の件の責任問題のあり方についてどのような考えをもっているのかをお聞かせください。

(8) 次に、公務員評価制度についてお伺い致します。これまでの公務員制度では身分

保障の名の下に、一度公務員になれば公務員という地位が保証され、成果を上げずとも、年を重ねれば昇給する年功序列型の人事がまかり通っています。しかし、より良い住民サービスを実現するためには、意欲と能力があり、努力し、成果をあげる公務員には、年齢に関係なく、責任ある仕事の機会や重要なポストを与え、それにふさわしい待遇にすべきと考えます。

身分的、特権的な公務員組織である尼崎市役所を、市民のための普通の組織、当たり前組織に変えていく。つまり、「身分」から「職業」に変えていくことが必要です。能力、意欲のない公務員には従来型の処遇を見直し、能力、意欲のある公務員を抜擢する組織に変えていく必要があります。

本市では、平成 27 年 7 月より課長以上、平成 28 年 7 月より課長補佐以下の職員の方の評価を処遇に反映する制度を導入されています。S を取られた方が通常 4 号給昇給が 8 号給上がるというものです。しかし、その評価の実態は、部長級が S~D の 5 段階評価において S が 7.0%、A が 59.1%、B が 33.7%、C が 0.2%、D が 0%、で、課長級は、S が 2.8%、A が 46.6%、B が 50.2%、C が 0.4%、D が 0%、です。課長補佐、係長級は、A~E の 5 段階評価で、A が 15.7%、B が 56.7%、C が 27.5%、D が 0.1%、E が 0%、です。部課長級は、S,A,B,だけで 99.7%、課長補佐、係長級は、A,B,C,だけで 99.9%と素晴らしい評価となっており下の二段階には 0.数%という状況です。これが評価に値するのでしょうか。ご所見をお聞かせください。

公務員に対する市民の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、公務員改革を断行すべきであると考えます。能力とやる気のある職員の方にはその労に報いる必要があると考えますが市長のお考えをお聞かせください。

また、幹部公務員については、年功序列ではなく、公務員内外を問わず、やる気と能力のある方を積極的に登用する必要があります。その観点から、部長職以上の幹部ポストの公募制、なれあい評価から適正な人事評価と給与への反映等を今後行っていくお考えはないでしょうか。お答え下さい。

(9) 次に、教育関連についてお伺い致します。先ず、教育における情報通信技術

(ICT) の活用は、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子供たちの主体的な学びを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものです。また、ICT を活用することにより、一人一人の子供たちの能力や特性に応じた「個別学習」や、子供たちが教え合い学び合う「共同学習」の効果的な実施が可能となります。さらに、障害のある子供たちが学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立した日常生活や社会参加が可能となるような特別支援教育を実現することができます。国においては、平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」、「世界最先端 IT 国家創造宣言」、及び「第 2 期教育振興基本計画」がそれぞれ閣議決定されたほか、同年 12 月には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、世界最高水準の IT 社会を目指すうえでの人材育成に取り組むため、「創造的 IT 人材育成方針」が策定され、「情報の利活用力」を全ての国民が身に

つけることを推進すること等が示されています。近年、電子黒板やタブレット端末等の ICT を活用した教育を本格的に実施する地方公共団体が出現し、具体的な教育効果に関するエビデンスが現れ始めています。本市では、今年度、パソコンの更新時期となっている全小学校にタブレット端末を各校 42 台導入して頂ける予算を組んでいただいたこと本当に嬉しく思っております。そして、ICT 教育を進める中で、タブレット端末と同時に電子黒板や実物投影機の活用も非常に重要でありそれらに関しても平成 27 年度中に全校導入予定とお伺いいたしております。しかし、次にこれらの機器をどのように活用し、教育現場の活性化を図るのでしょうか。また、これらの機器の能力を最大限発揮するだけの教職員の方のスキルはどのようになっているのでしょうか。設備はしたものの使いこなせないということのない為の対応策をお聞かせ下さい。

政府の第 2 期教育振興基本計画では教育用コンピュータ 1 台当たり児童生徒数 3.6 人等の教育環境を目指すとありますが、今後どのような計画を立てておられますか。

先日、墨田区、荒川区の ICT を活用した教育現場の視察を行ってまいりました。その結果、21 世紀型スキルを身につけるためには必要不可欠であり、効果としては授業に集中する、個別のペースで進められる、課題が明らかになった、子供自身が進んで学習するようになった等、良い効果が現れています。具体的には、教科書が電子黒板に映し出される為全員が前に集中し授業を受ける体制が整う、算数の図形が立体的に見ることが可能、個人の習熟度に合わせたドリルが可能、体育の体操ホームなどをタブレットにて確認できる、調べ事が安易にできる、理科の実験等を動画で見られる、耐久性・衝撃にも強く、防水で水中にて水泳ホームの動画撮影も可能等、様々な効果が生まれています。

しかし、教職員のスキルに差があったり、どの様に活用すればよいのかわからないケースが問題だと伺いました。そこで、一番重要な、この ICT 機器の能力を最大限発揮させるためにも ICT 支援員を各学校に常駐させて頂くか、予算上難しければ臨時でも配置させて頂きたいと思えます。平成 25 年度までパソコンリース料として年間 1 億 3,300 万円の予算計上がされておりました。今年度からのタブレットリース料は年間 1 億 1,900 万円と約 1,400 万円の差があり、その差額での支援員体制を先ずは行って頂きたいと考えます。平成 26 年 7 月 1 日現在 109 の自治体がこの ICT を活用した教育を開始しています。小中学校の空調設備や中学校給食のように他の自治体が終了後に投資するのではなく他に先んじて投資し、本市のイメージの転換、魅力発信として頂きたいと考えます。今後、授業の質の向上、学びの場の多様化への対応、情報活用能力の向上、情報モラル教育の推進等に向けて本市の取り組みとして、最も重要な ICT 支援員も含めどの様にお考えでしょうか。お聞かせください。

次に、学力向上と全国学力・学習状況調査の公表についてお伺いいたします。

本市の学力を向上させるこれは本市のイメージの転換、魅力発信にも大きく関わる重大な課題であることは皆様のコンセンサスであり、教育委員会においても様々な事業を実施されております。しかし、ここ数年本市の学力はどのように向上してきたのでしょうか。よく小学校の基礎部分については全国平均に達したものの活用部分は全国平均に達せず中学校

のレベルにおいても同様の結果となっております。昨年12月に出された全国学力・学習状況調査結果報告書において尼崎市の平均正答率が小学校6年生、中学校3年生ともに全国レベルに達している区分がない状況に愕然と致しました。すなわちここ数年学力において横ばいなし下降傾向の部分も見受けられることに対しどの様なご見解であるのかお聞かせください。学力向上クリエイト事業においては、ここ数年約4千万円の事業費を予算化しておきながら毎年約8%から14%の不用額を出しその理由が指導補助員の執行残とあります。平成27年度も4,900万円の事業費を予算計上されていますが不用額が出ないよう努力して頂く事をお願い致します。そして、このクリエイト事業の最大の課題は、PDCAサイクルがなされていない点にあると考えます。事業は行っていますが、この事業によって、この授業を受けた子供の学力動向を見るというチェックの部分が出来ておらず次の課題解決に結びついていないように思われてなりません。このCチェックの部分をどのように対応され、今後も学力向上クリエイト事業を中心に同様の施策を行っていくのでしょうかお聞かせください。

次に、全国学力・学習状況調査の公表についてですが、学力を向上させるためには数多くの要素が含まれていると考えております。今回の公表において、学校側としては、教師の方々の質の向上、やる気、教え方、現状の課題と問題を把握し危機感を持って頂く事が重要です。家庭側では家庭教育環境の向上、子供のやる気、勉強の面白さ、勉強の必要性、自分自身の課題の把握等が必要と考えます。これまで実施してこられた学力調査や生活実態調査から、授業改善や家庭学習、基本的な生活習慣の向上が明らかになってきており、一定の成果は上がってきている事は認めます。しかし、次のステップとして全市的な分析とともに学校別の公表を行うことは、学校、保護者、地域の三者が学校の状況や課題を共有し、その改善を図るとともに、各学校において他校の状況を知ることやそれぞれの取組についての情報交換を行うことで、それぞれの学校における教育に関する様々な検証改善サイクルの確立をめざすべきものであると考えます。昨年12月の結果公表は、その目的を達成するため、効果的な分析や公表方法と言えるとお考えでしょうか。お聞かせください。

私には何か漠然とした抽象的なものであり、全国平均には達していない程度しか理解できませんでした。今後、やはり学校別正答率を市のホームページ等で公表し、県や全国の平均正答率との比較や自校の市内での位置付が明確となる公表と、学校別の質問紙調査の相関関係を明らかにする事はできないでしょうか。お答えください。

序列化という言葉が出て来るのかと思います。もし出来ないのであれば次の事項を次回公表に反映して頂きたいのですが、質問紙調査結果の学校別公表、学校別概況にクラス平均人数、以上を記載する事により生活習慣とクラスの数による学力との相関関係が見えてくると考えますが、合わせてお答えください。

次に教育にかける政策経費についてお伺い致します。

本市の平成27年度当初予算案において一般会計に占める教育費の割合は三田市を除く阪

神 6 市で比較すると、12.9%と西宮市の 14.7%に次いで第 2 位となっています。

しかし、学校施設耐震化事業費などの投資的経費を一般会計と教育費それぞれから除いて割合を見直すと、平成 26 年度当初予算ベースで、尼崎市：6.7% 西宮市：10.9% 芦屋市：9.4% 伊丹市：9.1% 宝塚市：9.0% 川西市：7.6% 三田市：10.8% となり、本市の教育にかかる政策経費は断トツでワーストワンとなります。

果たしてこれでいいのでしょうか。学校施設耐震化事業も重要な事業ではありますが、それを行うことにより現在の児童に対しての教育が薄いものになるのは児童にとっても、将来の尼崎にとってもマイナスだと思います。

本市の投資的経費を一般会計と教育費それぞれから除いての割合は、平成 17 度から見てみると、平成 17 年度の：9.4%が最高で年々減少し続け、平成 22 年度からは 6.7%から 6.9%で推移し平成 27 年度も：6.8%となっています。これでは尼崎市の学力が向上し全国平均を上回っていくことは難しいと考えます。また阪神 7 市の中でも魅力ある教育を打ち出せるわけがありません。子育てファミリー世帯の定住の要因にも「教育」が挙がっているにも関わらず、教育にかかる政策経費の推移を見ても、市長が教育にかかる本気度が見えてきません。

ぜひ市長の力強い主導のもともっと本気で教育にかかる政策経費にも力を入れていただきたいと考えますが、市長はどうお考えでしょうか。お聞かせください。

以上で、2 問目の質問を終了致します。

●それでは、3 問目に入ってまいります。

(10) 公共施設の整備に関することについてお伺いいたします。

昨年 6 月に公共施設の大規模な統廃合による 35 年間で 30%以上を削減するという計画が打ち出されました。その建て替えや、修繕の整備手法で PFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備等)をどの様に活用されるのかについてお伺い致します。1998 年 8 月、わが国では PFI 法が成立し、社会資本整備の新たな手法として期待されています。この手法の特徴を最もよく表す例は、道路や橋梁、学校、市営住宅など社会資本を民間業者が建設して運営し、自治体が使用料を民間事業者を支払ってサービスを購入して、公共サービスとして住民に供給 するものです。したがって自治体は、建設費を建設当初に負担しなくても、公共サービスを提供することが可能になります。そして、従来の官民共同、例えば第三セクター方式より民間事業者が負わなければならないリスク負担を契約にて明確にする事で、建設と運営の効率性を確保できます。民間事業者にとっては、純粋な民間事業よりも少ないリスクで一定の収益が期待できるというメリットがあり、また自治体にとっても直接的に公共事業として実施するよりも、効率的に建設し、運営できます。昨年 12 月議会の議案 131 号において市営住宅の建て替えを PFI にて実施され、従来ならば設計、建築だけを個別企業に発注され残りの作業全般を本市職員にて担っていたところを設計、建築、解体、入居者移転支援、全てを民間事業者任せ、市直営で行った場合の事業費約

55億円に対してPFIにて約49億7千万円と約5億3千万円削減され、従来の事業費の約9.6%にあたる非常に大きな効果をだされています。しかし、このPFIを活用したのは今回のこの事業が初めてとお聞きいたしました。PFI法が成立し15年が経過しているにも関わらず非常に驚いた次第ですがなぜ現在まで活用されなかったのでしょうかお聞かせ下さい。

次に、先ほど申し上げたように建設費とその他の運営費についてどれくらいコスト削減になるか、提供されるサービスの質はどのように改善されるかが評価され、公表されます。これまでの本市の公共事業では、建設費用についてはある程度コスト意識はあっても、建設以外の費用や建設された社会資本の運営を効率的に行うという考え方が乏しいように思います。民間事業者の発意で事業が提案され、従来の官による建設と運営が民間のそれと比較され、必然的に行政の運営の効率化が求められます。現在、行政評価や行政改革、情報公開などの取り組みが始まっています。PFIはこれらの効果も期待できると考えますし、自治体にとって、単に社会資本整備の一つの手法ということ以上の意味があり、「民間にできることは民間に」という事で行政のスリム化と情報公開を促すためにも、今後、本市の公共施設等の整備事業の内どの分野をどの程度PFIを活用するお考えでしょうか。又、活用にあたっての留意点と今後想定されている整備総額の内PFI活用によりいくらかの効果額があると試算されているのでしょうか。具体的な金額もお聞かせください。

(11) 次に、電子自治体についてお伺いいたします。

電子自治体とは、自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みを言います。

従来、電子自治体の主目的はネットワークを介して時間や場所に関係なく住民サービスを提供することや業務の効率化によって運営コストを低減することとされてきました。

しかし、最近では「観光情報の発信」「地域交流」「防災」「防犯」といった様々な分野でITの利用が検討・実践されており、電子自治体の役割はより広範なものになってきています。

また、自治体の業務面でも、情報のペーパーレス化による効率化、双方向のコミュニケーションを可能にする電子メールやWebサイトを活用した業務の拡充が見込まれます。

千葉市では熊谷市長が「最先端の電子自治体になる」という明確なビジョンを持って突き進まれています。

市長は「電子自治体」についてどのようなビジョンをお持ちで、具体的にどのような計画を立てられていますか。また、現在の本市の「電子自治体」としての進捗率はどれほどとお考えでしょうか。お聞かせください。

次に、社会・経済のさまざまな課題解決や各種サービスの付加価値向上を目的とした、ビッグデータの活用が注目されています。地方創生にビッグデータを活用するよう政府も動き出しており、石破茂地方創生担当大臣は「自治体は今まで経験と勘に基づいて地方活性化策

に取り組んできたが、客観的な、正確なデータを役立てることが戦略をつくる上で非常に有効」とも述べています。

浜松市では全国の自治体に先駆け、ビッグデータ分析に着手しています。分析結果を市政の方向性を見出すための情報として、浜松市の30年後を議論する際に活用し、民意に即した新しい総合計画に反映していく予定ともいっています。

市長は「ビッグデータの活用」についてどのようなビジョンをお持ちで、具体的にどのような計画を立てられていますか。また、過去から現在に至るまで、本市で「ビッグデータの活用」の例はありますか。お聞かせください。

以上で、私の代表質疑を終わりますが、本日取り上げなかった問題、また市長等の答弁を受けまして明らかになった問題点につきましては、分科会及び総括質疑において同僚議員が質疑してまいりますので、よろしく願い申し上げます。長時間の御清聴ありがとうございました。